

鹿児島県文化財保存活用大綱



鹿児島県教育委員会

序 文

近年の人口減少や過疎化、少子高齢化といった社会問題は、文化財の保存・継承にも深刻な影響を与えており、各地に残る文化財を広く保護していくことが喫緊の課題となっています。このような中、平成30年度に文化財保護法の一部が改正され、都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する施策の大綱を策定することができるとされました。本県においても、かけがえのない貴重な文化財を守り、活用を図りながら後世へ伝えていくため、このたび、『鹿児島県文化財保存活用大綱』を策定しました。

本県には南北600キロメートルにわたって広がる豊かな自然、個性ある歴史と多彩な文化があり、全国最多の特別天然記念物や、特徴的な民俗芸能など、誇るべき文化財が多数存在しています。

大綱は、これらの優れた本県の文化財の保存・活用に関し、基本的な方向性を明確にし、県、市町村、文化財の所有者等の関係者が各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるものです。

大綱では、本県の文化財に関する課題を、文化財の調査・研究、保存・継承、活用の推進などの視点から整理し、その上で目指すべき方向性を示すとともに、将来的な価値を見越した幅広い調査の実施や、文化財を地域資源とした活用の推進などの方針を掲げ、その方針に基づき、文化財の保存と活用を図る上で講すべき措置等について示しました。

この大綱に基づき、未指定の文化財を含めた幅広い保護、文化財を生かした郷土に誇りを持つ心の醸成や地域づくりの促進、文化財の観光資源としての魅力の向上などに取り組むとともに、地域の文化財保護を担う市町村や、観光、地域振興などの関係部局とより一層連携を深め、行政機関、文化財の所有者、民間団体等の関係者、県民の皆様と一体となって地域社会が総がかりで文化財の保存・活用に取り組む環境づくりを進めてまいります。

結びに、本大綱を策定するにあたって御尽力いただいた鹿児島県文化財保存活用大綱策定委員会委員の皆様、御指導いただいた文化庁並びに様々な御意見をいただいた関係行政機関及び県民の皆様に厚く御礼申し上げます。

鹿児島県教育委員会教育長
東條広光

【例　言】

- 1 本大綱は、文化財保護法第183条の2第1号に基づき、本県の文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱として定めるものである。
- 2 本大綱の策定に当たっては、令和2年度から鹿児島県文化財保存活用大綱策定委員会を設置し、令和3年度にかけて4回の委員会を開催した。委員は、県文化財保護審議会の各部門の委員長及び有識者の8人によって構成した。
また、作成の過程では、文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループから、指導・助言をいただいた。
- 3 本大綱については、令和3年10月18日から11月17日までパブリック・コメントを実施して広く意見を募集し、内容に反映した。
- 4 本文中に記載の文化財名で、「」を付したものは、国・県・市町村において指定、登録、選択等を行ったものである。
- 5 第1章2の地域は、県教育庁教育事務所の所管範囲に基づくものである。
- 6 記載内容及び表のデータについては、令和3年2月末現在のものである。
- 7 本大綱に関連する県の施策の抜粋及び指定文化財一覧等の関連する資料については、「関連資料」として巻末に掲載した。

鹿児島県文化財保存活用大綱

【目 次】

序 章	1
1 大綱策定の背景と目的	
2 大綱の位置付け	
第1章 鹿児島県の概要及び文化財の現状・課題	6
1 鹿児島県の概要	6
(1) 県の位置等	
(2) 自然の特徴	
ア 南北600kmに広がる豊かな自然	
イ 火山が生み出した地形と地質	
ウ 多様な自然が育んだ動植物とその保護	
(3) 個性ある歴史と多彩な文化	
ア 先史	
イ 古代	
ウ 中世	
エ 近世	
オ 近代	
カ 現代	
(4) 南の風土に培われた資質に富んだ人材	
(5) 優しく温もりのある地域社会	
(6) 鹿児島が誇る遺産群	
ア 世界自然遺産	
イ 世界文化遺産	
ウ ユネスコ無形文化遺産	
エ 日本遺産	
オ 日本ジオパーク	
2 地域ごとの特色	21
(1) 鹿児島地域	
(2) 南薩地域	

(3) 北薩地域

(4) 姶良・伊佐地域

(5) 大隅地域

(6) 熊毛地域

(7) 大島地域

3 鹿児島県の文化財等の概要 32

(1) 有形文化財（建造物、美術工芸品）

(2) 無形文化財

(3) 民俗文化財（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）

(4) 記念物（遺跡、名勝地、動物、植物、地質鉱物）

(5) 文化的景観

(6) 伝統的建造物群

(7) 文化財の保存技術

(8) 埋蔵文化財

4 文化財の保存・活用に関する現状と課題 38

(1) 文化財の調査・研究

(2) 文化財の指定・登録等と保存・継承

(3) 文化財に関する財政措置

(4) 文化財に係る人材の育成

(5) 文化財の活用の推進

第2章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針 42

1 目指すべき方向性

2 文化財の保存・活用に関する方針

第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置 44

1 文化財の調査・研究

2 文化財の指定・登録等と保存・継承

3 文化財に関する財政措置

4 文化財に係る人材の育成

5 文化財の活用の推進

第4章 市町村への支援の方針	54
1 人的な支援	
2 担当職員の資質向上への支援（講座・研修等）	
3 財政的な支援	
4 「文化財保存活用地域計画」作成への支援	
5 建築基準法に係る適用除外への支援	
第5章 防災・防犯・災害発生時の対応	57
1 防災・防犯・災害対策の必要性	
2 災害に備えた予防的措置	
3 災害発生時の対応	
(1) 応急的措置	
(2) 復旧・復興措置	
第6章 文化財の保存・活用の推進体制	61
1 県の文化財保護行政の組織	
(1) 教育庁文化財課	
(2) 県立博物館	
(3) 県立埋蔵文化財センター	
(4) 公益財団法人鹿児島県文化振興財団 上野原縄文の森	
(5) 公益財団法人鹿児島県文化振興財団 埋蔵文化財調査センター	
(6) 文化財保護審議会	
(7) 文化財保護指導委員	
2 県の文化財関係部局	
(1) 観光・文化スポーツ部観光課	
(2) 観光・文化スポーツ部文化振興課	
(3) 観光・文化スポーツ部文化振興課世界文化遺産室	
(4) 環境林務部自然保護課	
(5) 県歴史・美術センター黎明館	
3 関連する主たる民間団体	
(1) 鹿児島県博物館協会	
(2) 公益社団法人鹿児島県建築士会	
(3) 鹿児島県考古学会	

- (4) 鹿児島民俗学会
- (5) 鹿児島民具学会
- (6) 鹿児島県地学会
- (7) 鹿児島県文化協会
- (8) 鹿児島県歴史資料防災ネットワーク
- (9) 日本遺産「薩摩の武士が生きた町」魅力発信推進協議会
- (10) 史談会等

【関連資料】

① 大綱に関連する施策（抜粋）	68
・ かごしま未来創造ビジョン	
・ 鹿児島県教育大綱	
・ 鹿児島県教育振興基本計画	
・ 鹿児島県文化芸術推進基本計画	
・ 鹿児島県地域防災計画	
② 鹿児島県が実施した主な文化財調査	76
③ 国・県指定等文化財一覧	79
④ 国・県指定文化財位置図	96
⑤ 各市町村文化財保護主管課一覧	104

序 章

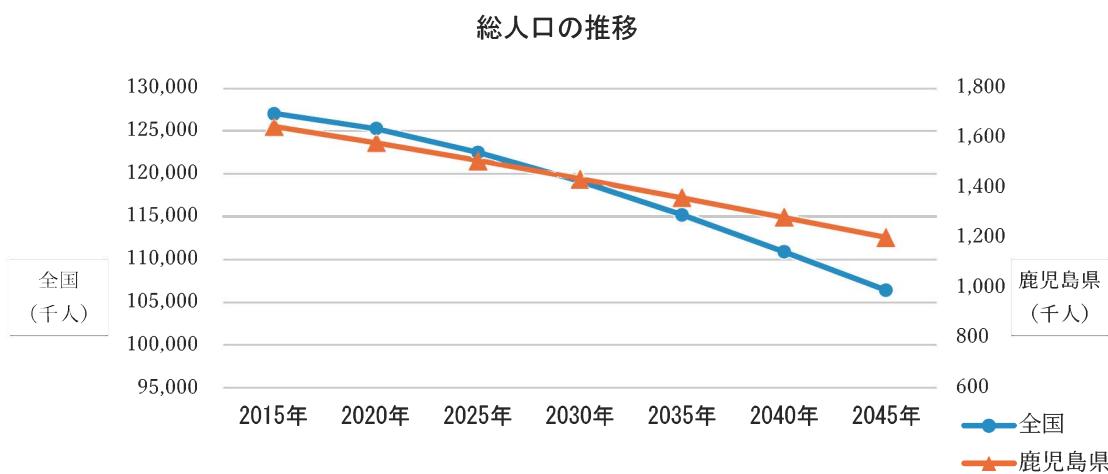
1 大綱策定の背景と目的

平成 20 (2008) 年度以降、我が国の人団は減少が続いている。本県においても、昭和 30 (1955) 年をピークに人口が減少しています。国立社会保障・人口問題研究所によれば、我が国の人団は、平成 27 (2015) 年の 1 億 2,709 万人が、2052 年には 1 億人を割り、2065 年には 8,808 万人になると推測されています。また、本県においても平成 27 (2015) に対する都道府県別総人口の増加率は、2045 年が -6.2% となる見込みであり、全国が -4.1% であるのに対し、より深刻な人口減となることが示されています。

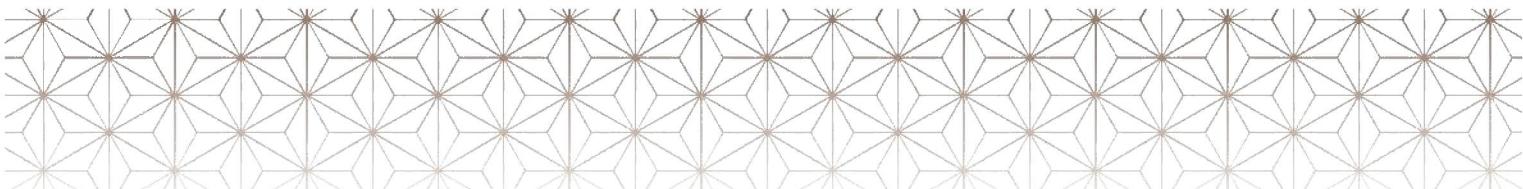
こうした人口減少や過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、各地の貴重な文化財の継承と、滅失・散逸等の防止が緊急の課題となっています。先人によって育まれ、時代を経て現在まで伝えられてきた文化を失うことは、地域らしさの喪失にもつながる大きな問題です。

我々の周りには、国、県、市町村が指定、登録、選択、選定した文化財のほか、いまだその存在を知られていない、あるいは価値付けがなされていないために未指定のままの、本県特有の歴史や文化を示す貴重な文化財が存在しています。これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組んでいくことのできる体制づくりが必要となっています。

また、近代以降の文化に由来するもの等の比較的新しい文化財についても、時代の経過や新たな価値観の創出等により、将来的に価値を持つ、あるいは価値を見いだされる可能性もあります。社会状況の変化に応じた文化財保護のあり方を検討することも求められています。



(国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別総人口と指数」から作成)



このような背景を踏まえ、平成 30（2018）年 6 月に文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「保護法」という。）の一部が改正され、平成 31（2019）年 4 月に施行されました。この改正により、都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱「文化財保存活用大綱」を策定することができるとされ、市町村は、文化財保存活用大綱を勘案して、文化財の保存・活用に関する総合的な計画「文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができるとされました。

また、文化財の巡視や所有者への助言等を行う「文化財保護指導委員」を市町村にも置くことができるようになったほか、文化財の保存・活用に関する各種施策の推進団体として「文化財保存活用支援団体」を指定することができるようになりました。地域の文化財の保存会や民間団体と協力し、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくパートナーシップを結ぶことで、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことが期待されます。また、国指定等文化財の所有者又は管理団体も「保存活用計画」を作成し、文化庁長官の認定を申請できることとされました。

さらに、高齢化により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応として、所有者に代わり文化財を保存・活用する「管理責任者」について、選任できる要件が拡大されています。

これらにより、各地域における中・長期的な観点からの文化財の保存・活用のための取組の計画的・継続的な実施が一層促進されるといえます。また、地域の文化財行政が目指す方向性や取組の内容が“見える化”されるほか、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画した、地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組が促進されることとなります。

このような中、本県においては、保護法の趣旨を踏まえ、鹿児島県全体の文化財の保存・活用に関する基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進めていく上での共通の基盤とすることを目的に、「鹿児島県文化財保存活用大綱」（以下「大綱」という。）を策定することとしました。

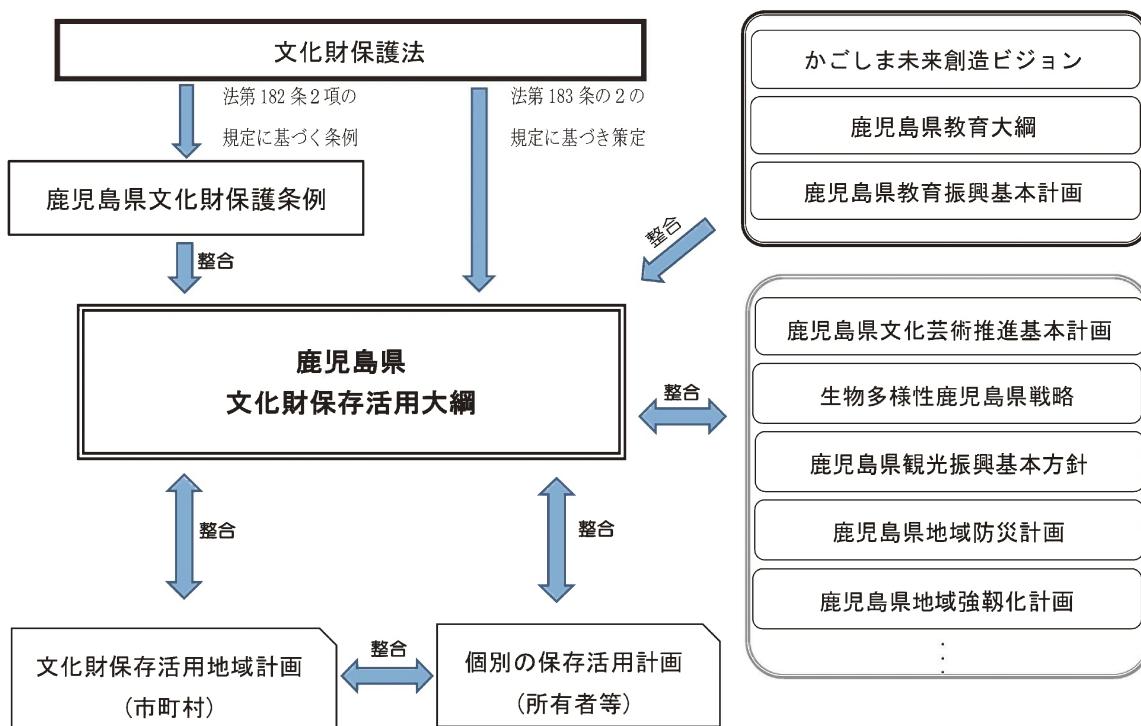
なお、社会状況の変化、本県の総合計画の改定及び市町村の状況等も踏まえ、より望ましい文化財の保存・活用を図るために、大綱は概ね 10 年を目処に見直しを行うものとします。

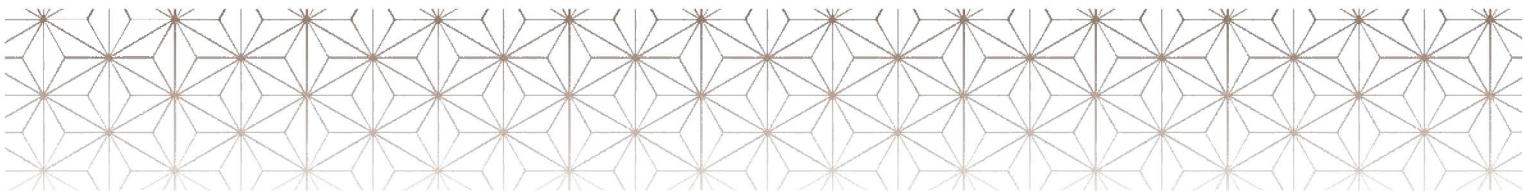
2 大綱の位置付け

文化財を保存し、活用を図ることは、保護法第1条や鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号。以下「保護条例」という。）第1条に目的として規定されているとおり、文化財を通じた国民・県民の文化的向上と、我が国・世界文化の進歩に貢献するための、基本的かつ根本的な取組であるといえます。大綱は、この文化財の保存・活用について、本県における基本的な方向性を示すため、保護法第183条の2第1項の規定に基づき定めるものです。

また、各市町村が大綱を勘案して作成する地域計画は、文化財の保存・活用に関し、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載したマスターplanであり、基本的なアクション・プランとしても位置付けられます。地域計画に従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進されることとなります。また、地域計画や、文化財の所有者又は管理団体が作成する重要文化財等の保存活用計画は、大綱で示す方向性と整合性が取れた内容であることが求められます。

本県では、教育、文化、芸術、自然、観光、防災等の様々な分野における施策の基本的な方針を定めており、文化財の保存と活用にあたっては、各施策と連携した取組が必要です。特に、大綱は以下の計画等と関連するものとして位置付けられます。





○ かごしま未来創造ビジョン

(平成 30 (2018) 年 3 月策定、計画期間：令和元年度～)

おおむね 10 年後を見据えた中長期的な観点から、鹿児島の目指す姿や施策展開の基本方向等を明らかにするものとして策定されました。

本ビジョンでは、「鹿児島に生まれてよかった。鹿児島に住んでよかった。」と実感できる鹿児島を基本理念とし、本県が目指す姿を 3 つ示しています。そのうちの「1 ひとが輝く鹿児島～地域に誇りを持ち多彩な個性と能力を發揮～」の実現を目指す施策として、地域固有の豊かな文化資源を活用して郷土に誇りを持つ心を醸成するとともに、郷土芸能や伝統行事、史跡等の鹿児島の歴史・文化の保存・継承や、これらを生かした地域づくりの促進等、観光資源としての魅力向上、まちづくりへの活用等にも取り組むこととしています。

○ 鹿児島県教育大綱

(平成 31 (2019) 年 3 月策定、計画期間：令和元年度～令和 5 年度)

基本方針の「1 本県教育の取組における視点」において「(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承」として、「本県には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材等教育的資源が豊富であり、また、地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力も残っています。これらの有効活用や未来への継承を図ります。」と示されるとともに、同じく基本方針の「2 本県教育施策の方向性」では「(5) 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興」の中で、「郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要です。」と示されています。

○ 第 3 期鹿児島県教育振興基本計画

(令和元 (2019) 年 9 月 2 月策定、計画期間：令和元年度～令和 5 年度)

国の第 3 期教育振興基本計画を参照し、県の第 2 期計画の取組による成果やかごしま未来創造ビジョンを踏まえ、策定されました。

同計画では、「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」を基本目標として掲げ、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの中社会づくりに貢献できる人間」の育成に取り組むこととしています。また、地域文化の継承・発展や、文化財の保存・活用についても具体的な施策の方向性や取組が記載されています。

○ 鹿児島県文化芸術推進基本計画

(令和3（2021）年3月策定、計画期間：令和3年度～令和7年度)

文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和3（2021）年3月に策定されました。

同計画の策定に当たって実施された文化芸術の振興に関するアンケート調査（令和2（2020）年度実施）では、本県の文化芸術の魅力を国内外に発信するために積極的に取り組むべき分野として民俗文化財が最も高い割合を占めており、地域の祭り・行事等への県民の関心の高さや情報発信を求める意識がうかがえます。本県の文化芸術の振興に当たっては、「文化の薫り高いふるさとかごしまの形成」を目指すべき姿とし、鹿児島県文化芸術の振興に関する条例（平成17年鹿児島県条例第24号）第2条に掲げられた8つの基本理念に基づき、施策の展開が図られています。その中で、「(2) 地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用」として、豊かな歴史・文化資源を活用して郷土に誇りを持つ心の醸成、郷土芸能や伝統行事、史跡等の個性豊かな地域文化の保存・継承、観光、まちづくり等の関連施策との連携による多様な文化芸術の振興及び地域の個性を生かした地域づくりの促進等が示されています。